

2024年4月1日

お客さま各位

大阪厚生信用金庫

### 「振込」の手続きを依頼されるお客さまへ

当金庫では、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策を適切に実施するため、「非居住者」のお客さまが関連する振込については、「外国為替及び外国貿易法」（以下「外為法」といいます。）第17条の規定により「資金用途規制」および「制裁対象者に係る支払規制」等に該当しないことを確認させていただいております。

振込の依頼人様もしくは受取人様が外為法上の「非居住者」に該当する場合は、窓口へお申し出ください。

お客さまよりお申し出がない場合には「居住者間の振込」として受付いたしますが、受取人様が「非居住者」と判明した場合は、お客さま（依頼人様）へご確認させていただくまでは受取人様口座へ入金できない場合がありますので、ご了承ください。

なお、振込内容をご確認させていただき、規制対象取引等に該当した場合は、振込資金が返却または凍結される場合があります。

外為法上の「非居住者」とは、以下の条件に該当するお客さまです。

個人	【日本人のお客さま】 <ul style="list-style-type: none"><li>● 日本を出国後、外国に2年以上滞在するに至ったお客さま</li><li>● 2年以上外国に滞在する目的で出国し、外国に滞在するお客さま</li><li>● 外国にある事務所（支店、現地法人、駐在員事務所、国際機関を含む）に勤務する目的で出国し、外国に滞在するお客さま</li><li>● 上記に該当する方のうち、事務連絡、休暇等により一時帰国し、その滞在期間が6ヶ月未満のお客さま</li></ul>
	【外国人のお客さま】 <ul style="list-style-type: none"><li>● 日本に入国後6ヶ月未満で日本国内にある事務所に勤務されていないお客さま</li><li>● 外国政府または国際機関の公務を帯びるお客さま</li><li>● 外国において任命または雇用された外交官、領事館等のお客さま</li></ul>
法人	【本邦法人】 <ul style="list-style-type: none"><li>● 外国にある支店、出張所その他の事務所</li></ul>
	【外国法人】 <ul style="list-style-type: none"><li>● 外国政府の公館（使節団を含む）、国際機関</li></ul>

お客さまにはお手数をおかけいたしますが、法令に基づく確認義務の適正な履行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

以上